

版わが政道

赤れんが

■喜多龍一十勝連合後援会 ■発行責任者/石田富男 ■発行日/平成10年1月7日 第4号

1998 新年あいさつ



北海道議会議員 喜多 龍一

気持ちも新たに新春を迎えられ、心からお慶び申し上げます。昨年十一月の金融機関の破綻に象徴されるように、バブル経済の崩壊によって生じた不良債権等が、抜本的に処理されていないことから、ダウ平均株価は下落したままで、そのために資産が劣化し倒産、という図式が顕在化した年でありました。かつて米国では抜本的な不良債権処理を完遂し、今日の好況を再構築したのであります。が、そうとすれば民間は何を為し、行政と政治はそれぞれ何を為すべきかについて、おのずと答えは出てくるのではないかと、そんな単純なもんじゃありません」と野次が飛んできて、目がさめました。

昨年五月私は、道議会の自民党・道民会議に会派入りし、自民党道連副幹事長を拝命いたしました。委員会は文教と北方領土に所属となり、予算特別委員会理事・決算特別委員会理事及び分科会副委員長などの立場で、ひと通りの仕事をさせていただきました。また政策的には、持続可能な社会の創出のため、ゴミや環境問題への思い切った取り組みは、環境と食糧がキーワードの二十一世紀に向け、大きな産業ともなることや、教

保健所再編計画で堀知事 見直しに含み示す

【札幌市】保健所再編計画は、保健所を再編することによって、保健所の機能を高め、保健サービスの向上を図る。また、保健所の機能を高め、保健サービスの向上を図る。また、保健所の機能を高め、保健サービスの向上を図る。

「98年度予算化を要望」 十勝港の開港で堀知事



道議会 喜多龍一議員



●地産地消事業の検討中

「札幌市」保健所再編計画は、保健所を再編することによって、保健所の機能を高め、保健サービスの向上を図る。また、保健所の機能を高め、保健サービスの向上を図る。また、保健所の機能を高め、保健サービスの向上を図る。

【札幌市】保健所再編計画は、保健所を再編することによって、保健所の機能を高め、保健サービスの向上を図る。また、保健所の機能を高め、保健サービスの向上を図る。また、保健所の機能を高め、保健サービスの向上を図る。

【札幌市】保健所再編計画は、保健所を再編することによって、保健所の機能を高め、保健サービスの向上を図る。また、保健所の機能を高め、保健サービスの向上を図る。また、保健所の機能を高め、保健サービスの向上を図る。

ダイジェスト

- 平成九年第一回定例道議会 一般質問 (三月二四日)
 - ・十勝港問題
 - ・農業問題
 - ・保健環境問題
- 平成九年第二回定例道議会 一般質問 (七月一日)
 - ・防災対策問題
 - ・道長期総合計画基本計画案問題
 - ・農業問題
- 平成九年第三回定例道議会 一般質問 (九月十日)
 - ・道政上の課題
 - ・北方領土問題
 - ・国際交流問題
 - ・環境問題
 - ・保健所問題
- 平成九年第四回定例道議会 予算特別委員会 (十月十四日)
 - ・道政上の課題
- 平成九年第四回定例道議会 予算特別委員会 (十二月十日)

平成九年 第一回定例道議会 一般質問



平成九年三月二四日

【質問】
一、重要港湾十勝港の開港について
全国の重要港湾で唯一、町長が港湾管理者として頑張っているのが、十勝港であります。
昭和四十五年重要港湾の指定を受けて以来、五千トン岸壁以上の港湾施設は八施設を数え、昨年九月に十勝一東京間にフェリーが週一・五便就航し、今年四月からは、三日に二便、週四

コストダウンに大きく寄与されるものと期待されているところがあります。

それは、根室海峡北部海域の大型船舶航行が、海底形状により不可能なため、釧路港とともに道東全域をカバーし、特に、道東は本道の酪農・畜産業の六十％以上、耕種農業の三十五％を占め、配合飼料や単体飼料の殆どを輸入に依存しているなど、低価格の飼料供給などを目的として、農業系統は既存の飼料工場場の再編を図り、新たに十勝港に工場を新設することなどを検討し、商社系も、開港の目的が立つかどうかを含め、模様がなめをしているところがあります。

また、昨年、国が示した酪農肉用牛生産近代化計画を受け、生乳・牛肉の増産が目標に揚げられているところがあります。

また、肥料等は積荷のまま通関できるが、穀物類は、一回陸揚げして、サイロに入れて検査してから通関ですから、かかる中において、十勝港の開港は、喫緊の課題となっているところがあります。

ここ三年の十勝港の外国貨物は年間約二十万トンが荷揚げされていますが、不開港であるため、入港手続きのために他港に一度寄らねばならず、これに要する経費は、大型船の場合、一船につき約百万円の費用がかかるのであります。

更に、他港において通関手続きのために、沖持ちによる待船料が一日につき二百万円かかる。因みに釧路港の平成六年の沖持ち量は、延べ四百七十一日、一隻当たり四十七時間、約二日、待船によるコストは約九億四千万円増し、苦小牧港は、同年で延べ五百九十六日、一隻当たり約一日半強、約十一億九千万円の待船によるコスト増と、膨大な待船料金であるとともに、ファーストポートでないが故に、十勝港に荷揚げされた貨物は、内貨扱いによる経費及びこれに係わる消費税の重複が発生するのであります。

開港、即ち、C-I-Qの指定を受けた場合、税関手続きも検査も現地です速かつ容易にでき、更に、保税地域が整備されているので、外国貨物の置き場ができて、他の開港との間で保税運送もできるのは、御案内の通りであります。

平成十二年の水深十三メートルルバースの供用開始に間に合わせるためには、何となく、平成九年年度に開港の目途をつけることが必要なのであります。

さすれば、翌十年度、十一年度の二ヶ年で施設整備等の準備が可能となる訳であります。

国は、十勝港の開港について極めて厳しい姿勢と伺っておりますが、どのように状況を把握されているのか、お聞かせ頂きたい。

最近の開港事例と十勝港を比較して見ますと、開港年の実績

- 福島県相馬港 外国船入港隻数六十四隻、入港船舶総トン数三十六万五千トン、貿易額十三億三千五百万円、
- 長崎県松浦港 二隻、四百四十トン、
- 和歌山県新宮港 四十五隻、三十五万七千トン、十二億六千六百万円、

○石狩湾新港
八十四隻、二十六万一千トン、七十三億一千四百万円
となっております。

それに対し、不開港の十勝港は、昨年実績、四十五隻、四十四万五千トン、四十三億二千二百万円であります。

不開港にもかかわらず、相馬港・松浦港・新宮港とは論外の差であります。

石狩湾新港にさえ、隻数、貿易額では及ばないものの、入港船舶総トン数では一・七倍となっているのであります。

開港とは、関税法で「貨物の輸出入及び輸入並びに外国船の入港、その他の事情を勘案して政令で定める港をいう」となっております。

他港には「その他の事情を勘案して」に該当する事由があつての開港指定と考慮されますが、それにしても比較する限り、十勝港は何の遜色もない、否、開港に足る十分な実績を有すると考えますが、所見を伺います。

十勝港開港促進期成会は、函館税関や国に、時に周辺市町村長に頼んで、要請行動に同行してもらつたり、殆ど単身の要請行動を多年にわたり続けております。

道においては、どのように取り組んでこられたか、お伺いしたい。

この際、十勝港開港指定に向け、知事がその先頭に立つて取り組んで頂きたいと思っておりますが、お考えをお聞かせください。

【答弁】
一、重要港湾十勝港の開港について
(一) 国の姿勢について
十勝港は、これまで着実に整備が図られ、近年は外国からの貨物も増加しておりますことから、本格的な外国貿易港としての開港を目指し、港湾管理者が中心となって国へ要請活動を展開しております。

開港につきましては、国は行政改革を進めている中で、新たな部署の設置や職員の配置が伴うことから、利用実績などの面で、今まで以上に厳しい見方をしているという見方がありますが、地元の見解は十分伝わっているものと考えています。

(二) 十勝港の実績について
十勝港の平成六年からの外国貿易実績を見ますと、隻数及び貨物量がそればれ横ばい状況にあります。貿易額は大幅に増加しております。

(三) 開港の国への要請行動について
道としては、これまで開港に向けて、港湾管理者との連携を図りながら要望を行ってきました。昨年末には、広尾町長と一緒に大蔵大臣に直接要望を行つたところです。

今後、十勝港においては、飼肥料を中心とした貨物の大幅な増加も見込まれますので、早期に開港指定が受けられるよう、港湾管理者と連携して、引き続き国に強く要望していきたいと考えています。

【再質問】
一、重要港湾十勝港の開港について
答弁にありましたように、開港期成会は、知事の機会を捉えさせていただき、昨年末、準備も整わない中、初めて大蔵大臣

に要望を行っていたいただきました。今後、なお、よろしくお願いしたいと思います。

「町長が来るのと、知事が来るのとではね」という声が、耳について離れないのであります。

答弁は、知事が港湾管理者ではない、というところからか、今少し、熱意がほしい、意義の重要性を踏まえてほしい、と思うのであります。

人口約九千七百人、財政規模約百十億円の小さな広尾町が、今日まで、港湾建設費の直轄負担金だけで百十八億円を注ぎ込み、今回の大型埠頭用の埋め立てなど、用地造成費も、九年度十一億円、十年度十五億円に始まり、全体で三十八億円もの町単独の起債事業であります。

一時は、他市町村から出捐金などの協力を得たいと思うことすら、あつた程であります。

その分、住民要望を削つてのことであり、町民合意をギリギリ取り付けながら、歯をくいしばつて頑張つてきたのであります。

港湾の果たす使命は、十勝港の役割は、一人、広尾町のためだけのものでありましようか、この思いを受け止めていただきたいのであります。

十勝港が開港になれば、他府県の港で通関する手間も経費も省ける、大型飼料船が入つてくれば、とん税・とん譲与税も大きい、岸壁使用料も大きい、かなわなければ、間違ひなく十勝港は、広尾町は、倒れるのであります。

公共事業に対する逆風の中で、明らかに投資効果があるということが大事なことであります。食品関係、飼料・肥料、農業

機械、その他、農業及び建設資材を始め、十勝港の開港を待つ取引相手国は、北米・ヨーロッパ・アジア・中国・中東・オセアニアと幅の広いものであります。

本道産業・経済を底上げしていく上で、大きな役割を果たすものであります。

「港湾管理者が誰か」ということより、十勝や東北海道の農業や流通が本道の中で、どのような位置にあるのか、本質でも申し上げたように、大型岸壁が少ない本道にあつて、物流の新たな拠点として、その一翼を担うものであることなど、何一つ触れることなく、一体どのように認識されての答弁か、見えないのであります。

知事におかれましては、平成九年度内に開港の目的が立つよう、そのためには、この春の国の平成十年度予算概算要求取りまとめまでに目途が立つよう、その取り組みについて、再度、所信を伺いたいと思つたのであります。

【再答弁】
一、重要港湾十勝港の開港について
十勝港は開港にふさわしい実績を有しており、また、道東圏の物流拠点として将来の発展が期待されており、一刻も早い開港が望まれているところです。

道としましては、質問の主旨を踏まえ、平成十年度予算の要求に向けて、地元と充分連携を取りながら、函館税関や大蔵省などに強く要望していきたいと考えています。

【質問】—骨子—
二、農業問題について

(一)平成九年度保証乳価について
「平成九年度加工原料乳の保証価格並びに畜産物価格について」であります。国は「飼料は米国の飼料用穀物の豊作により下がっている、平成八年度保証価格算定には八年六月期まで更に七月期以降も飼料は上がっていることを織り込んだ、戸当たり七十五円七十五銭のうち、二円九十三銭は単年度措置だから、それを引いてのスタート」と言います。

更に、二円の酪農経営活性化特別対策費もあり、加えて生産者団体と大手乳業メーカーとの飲用乳取引価格の三・四円引き下げは、加工原料乳保証価格が据え置かれていたことへの府県からの反発も予想されており、保証乳価を巡る情勢は、極めて厳しい状況にあると言わざるを得ません。道の現状認識と保証乳価決定に向けた決意について伺いたい。

(二)担い手支援対策について
新規就農対策も極めて重要施策でありますが、後継者対策は先送りというのでは、既存の農業者や後継者の士気に関わらないと思つたが、このことについてどのように考えますか。

もう一回、調査検討するといふのであれば、両方検討すればいい、農業振興条例の金融対策の柱であるとするなら、原点到返つて他の方法の検討を含め、多方面からの再検討をすべきと考えますが、所見を伺いたい。

【答弁】
二、農業問題について
(一)平成九年度保証乳価について—省略—

(二)担い手支援対策について
本道農業の発展を図るためには、担い手を安定的に確保していくことが極めて重要でありますので、明年度から、新規就農に伴う借入金利息の負担軽減と担保不足などを補完する対策とともに、農業後継者が借り入れた就農支援資金の償還免除措置を新たに実施することとしております。

また、今後とも担い手の主体となる農家子弟が、意欲を持つて経営を引き継ぐことができるよう、新たな経営づくりのための、金融面を中心とした支援策を講ずる必要があるものと考えておりますので、より効果的な制度とするため、後継者の意向や経営実態などを調査するほか、農業以外も含めた地域関係者の意見なども参考にして、関係機関や団体とともに、その内容について検討を行つてまいりたいと考えております。

(三)保健環境問題について
(一)地域医療体制の充実等について
「道内三大学にパイプを持ち、大学からの医師派遣をお願いしたいと考えているが、敷居が高く、アプローチできない、三大学と町村が密接に連携することが不可欠だ、病院間の連携、同門関係など、医師の人脉で保たれている面が強い」など、医学界の持つ特有の体質を彷彿とさせる指摘もなされていくのであります。

【再質問】
三、保健環境問題について
(一)地域医療体制の充実等について

またの例が示すところであります。

そもそも、札幌医科大学は道立の大学であり、多額の道費がつけ込まれていることを考えますと、「地域医療に対するその役割は何か」を問い直していいのではないかと、札幌医大の「機能を高める」ことのひとつとして、自治医科大学の修学資金の貸付による義務年限とは性格を異にするかと思つたが、札幌医科大学としても、一定期間、地域医療に従事するための新たな仕組みを設けて、医師を地域に派遣する考えはないか、所見を伺いたいと思つた。

更に、無理を承知の医師確保のため、法外とも言うべき報酬・手当等により、自治体病院会計に大きな負担を強いっているのが実情でありました。

このような「命と安心」が、高い人件費や手当等によってあがなわれている状況を見ますと、何か、一定の基準のようなものを定めることができないのか、さらに言えば、必要なのではないかと思つたが、所見を伺いたいと思つた。

(二)廃棄物問題について
廃棄物問題は、廃棄物処理施設の立地問題、環境保全、限られた資源の保全と有効な活用など、深刻な問題を提起しており、現在の使い捨て、資源消費型の社会を、国民全体が廃棄物の減量、再資源化に取り組み循環型社会に再構築することが必要とされています。

国は、平成七年六月に、一般廃棄物の中で容積比約六割と高いウエイトを占める容器包装廃棄物について、「容器包装に係わ



とは、重要な課題であると考えております。

しかしながら、特に道内の町村立病院にあつては、医学に関する研修の機会が少ないことや医師の勤務負担が大きいことなどから、給与を高くしなければ医師の確保が困難であるという地域事情も抱えております。

このため、北海道地域医療振興財団が実施するドクターセンター運営モデル事業やプライマリ・ケア医養成派遣事業において、医師の研修の機会を確保するとともに、財団が医師の給与の標準を作成し、医師の給与が派遣先の町村の過度の負担とならないように個別に協議をすすめることとしております。

道といたしましては、今後とも、このような地域医療を担う医師の確保に向けた取り組みを充実するとともに、地域事情も考慮しながら、医師給与などの面も含め、市町村立病院の経営の健全化を図られるよう努めてまいりたいと考えております。

(二)廃棄物問題について—省略—

【再質問】
三、保健環境問題について
(一)地域医療体制の充実等について

道内三大学にパイプを持ち、大学からの医師派遣をお願いしたいと考えているが、敷居が高く、アプローチできない、三大学と町村が密接に連携することが不可欠だ、病院間の連携、同門関係など、医師の人脉で保たれている面が強い」など、医学界の持つ特有の体質を彷彿とさせる指摘もなされていくのであります。

また、町村の医療現場からの声として、「道内三大学にパイプを持ち、大学からの医師派遣をお願いしたいと考えているが、敷居が高く、アプローチできない、三大学と町村が密接に連携することが不可欠だ、病院間の連携、同門関係など、医師の人脉で保たれている面が強い」など、医学界の持つ特有の体質を彷彿とさせる指摘もなされていくのであります。

【再質問】
三、保健環境問題について
(一)地域医療体制の充実等について

る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」いわゆる「容器包装リサイクル法」を制定し、道にあつても、それに基づき「北海道分別収集促進計画」が、昨年十二月に示され、分別収集計画を作成した百二十二市町村で、その体制整備を急いでいるところであります。

そこで、ペットボトルなどの圧縮機器の整備、ストックヤードの設置、事業者側の再商品化、リサイクルのための設備など、体制の整備状況をお聞きしておきたいと思つた。また、百二十二市町村以外の町村はどうなるのか、廃棄物量などの点から、周辺市町村との連携、分別収集の効率化を図るなど、今後どのように、全道の市町村をカバーしていくかと思つた。

容器包装リサイクル法は、我が国のゴミ対策の第一歩をするものとして、意義深いものではあります。環境先進国のゴミ政策に照らし、将来のゴミ政策の進べき方向を考える時、奥深いものが感じられるのであります。

ドイツ国内で業務をする包装素材メーカー、包装材料メーカー、流通業者に、使用済みの包装材料を全て引き取り、再利用又は再資源化することを義務付けた一九九一年公布のドイツ連邦政府の「包装廃棄物規制令」、この規制令に基づき、更に厳しい条例を定めているバイエルン州、廃棄物税という税制を行っているデンマーク、繰り返し使うリターナブル・ビンが生活の基本となつている北欧では、店にビンに戻すとビン代が返却されるデポジット・フアンド・システム

が定着している。飲料容器は、輸入品を含め再利用できるビン以外許可されないデンマーク、そして、これらの国々の国民のゴミ問題への意識など、調査、検討し、学ぶべきものは大変大きく、深いものがあると常々感じております。

そこで、これからの廃棄物処理を、総合プランニングといたして、進めたいのか、どのようか、進めたいのかを探るためにも、ヨーロッパなどのゴミ先進諸国に職員を派遣するなど、社会経済システムを「循環型社会」に再構築していくべき必要の作業として実施すべきと考えますが、知事の所見を伺いたいと思つた。

【答弁】
三、保健環境問題について
(一)地域医療体制の充実等について
1 医師確保対策について
道内の医師数は、年々増加傾向にありますが、その分布をみますと、都市部に集中する一方で、離島やへき地などではなお不足している状況にあります。ことから、このような地域に勤務する医師を確保することが重要な課題と考えております。

このため、道におきましては、これまでの自治医科大学卒業医師の活用や北海道地域医療振興財団が行う医師招聘事業などへの支援に加えて、平成七年度からは、モデル的に、同財団が医師を雇用し、地域に派遣するシステムづくりに取り組んでおり、町村部と都市部のローテーション勤務方式による「ドクターセンター」運営モデル事業」や、総合病院の協力を得て地域医療を担う医師を養成し地域に派遣する「プライマリ・ケア医養成派

遣事業」を実施しているところであります。

来年度以降は、このような医師派遣システムを計画的に拡大していくとともに、札幌医科大学の地域医療に対する支援を充実するなどして、総合的に医師確保対策を強化し、地域医療の確保を図つてまいりたいと思つた。

2 札幌医科大学における地域医療への支援について
道立の医科大学という意義から、これまでも市町村等からの要請には、教員及び研究生を積極的に派遣するとともに、道内の医療機関に対し、高度医療技術の提供や診療支援などを行つてきているところでありますが、平成九年度から、医師の確保が困難なへき地病院等に対し、医師を継続的に派遣するため、有給の研究生の増員を図ることと致しました。

更に地域医療に対する支援を強化するため、地域医療を担う医師、いわゆるプライマリ・ケア医の養成や地域医療支援の核となる地域医療総合講座を整備することを目標に、新たなシステムづくりを進めるために学内にワーキンググループを設けて、検討を進めております。

いづれにしましても、医師が地域医療に従事しやすい環境づくりに努めるとともに、地域における医師の確保対策に、その役割を充分果たすよう努めて参りたいと考えております。

3 医師の人件費について
道内の市町村立病院は厳しい経営環境に置かれており、医師の給与も全国平均と比較してかなり高い水準にありますことから、その負担の軽減化を図るこ

とを、重要な課題であると考えております。

【再質問】
三、保健環境問題について
(一)地域医療体制の充実等について

道内三大学にパイプを持ち、大学からの医師派遣をお願いしたいと考えているが、敷居が高く、アプローチできない、三大学と町村が密接に連携することが不可欠だ、病院間の連携、同門関係など、医師の人脉で保たれている面が強い」など、医学界の持つ特有の体質を彷彿とさせる指摘もなされていくのであります。

【再質問】
三、保健環境問題について
(一)地域医療体制の充実等について

また、町村の医療現場からの声として、「道内三大学にパイプを持ち、大学からの医師派遣をお願いしたいと考えているが、敷居が高く、アプローチできない、三大学と町村が密接に連携することが不可欠だ、病院間の連携、同門関係など、医師の人脉で保たれている面が強い」など、医学界の持つ特有の体質を彷彿とさせる指摘もなされていくのであります。

平成九年 第二回定例道議会 一般質問

平成九年七月一日



〔質問〕―骨子―

- 一、防災対策について
- (一) 北海道地域防災計画の見直しについて
- 今月十二日、苫小牧西港東外防波堤灯台から三・六km付近で、日本籍貨物船二隻が衝突、一隻が沈没し、乗組員一名が死亡、沈没船の油積載量は、ドラム缶で約百五十本分でありました。

事故発生地点から苫小牧市錦岡沿岸まで約十km最大幅七百mの帯の流出油を翌十三日から十四日までに、回収作業並びに漂着油の回収作業を終えたことはすでに周知のことです。

一月二日に島根県隠岐島沖での、ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」沈没による重油流出事故、一月二十九日の函館湾でのマレーシア船籍貨物船の重油流出事故につづく今回の事故であります。

本道にとって、将来の重大な警鐘が鳴らされているのであります。

国は、今月三日、特にロシアタンカーの重油流出事故での対応の遅れを教訓に、これまで、大地震など自然災害に焦点を当ててきた防災基本計画に、今回、

間地域などの条件不利地域に限定したデ・カップリングが大きなテーマの一つとして浮上するような動きもみられます。

平成九年 第三回定例道議会 一般質問

平成九年九月十日



〔質問〕―要旨―

- 一、道政上の課題について
- 道の関与団体百九十一団体の中から、見直しを要する関与団体、三十一団体が指定されているわけですが見直しの指定後、どうなっているか。

また、既に作業中の酪農関係団体の組織統合は、効率化により、会員の負担軽減に資することの他、半群検定・血統登録率の向上にもつながり、そのことは日本のホルスタイン改良が既に持っている実力と地位を担保し、米国、EJに次いで、外にうって出ることに資するものであります。

このような観点から、指導機関として大いに検討の幅を広げ、働きかけていただきたいと思いますが、その後の作業の中で、他に見直しを要する団体が生じ

これについての反省と今後の課題をどのように整理されているのか、知事の見解を伺う。

(五) 防災体制の充実に

国も地方も防災計画は、「関係省庁もしくは関係部局の所用の長からなる何々本部を設置し」という従来の手法の域を出ないだろう。米国では、自然災害や事故災害に即応する、専門の対策官を連邦政府、州政府、市にも常備し、例えば消防の担当でも、警察が先着した場合、災害コーディネーターの判断と指揮のもとに到着するまで警察に応急に対処をさせたり、臨機応変にかつ垣根を越えての指揮をとれるというものであります。

また、阪神・淡路大震災の際、三十万人の食事の対応を、最寄りの陸上自衛隊の炊飯車で、後方支援の補給隊が到着するまで、対応することができると実施部隊はその執行を求めたのに、実施しなかった。

島根では、気象庁での気象衛星で海流を把握し海保、海自、空自、建設省等の連携で船の固定、並びに大型曳航船の手配による被害の特定地点への曳船による被害の抑制を計る事もなかった等、様々な問題が潜んでいる。

米国に、その実態を視察させ、検討させたらいかかが、そして、「安心ランド北海道」の災害版の新機軸を掘知事のもとで、打ち出したら如何かお助めを致したいと思うが、知事の所見を伺います。

(四) 防災ボランティア活動について

ナホトカ号の油流出事故では、漂着重油回収作業でヒシヤク、ヘラ、バケツ等で多くのボランティアが協力されたが、食事、宿泊、資材等はほとんど自弁であり、死者も出たところである。

(三) 防除資機材の把握等について

国をはじめ全国都道府県等の貸出可能な防除資機材等の国による把握は必要であり、今改訂防災基本計画にうたわれていると思うが、どうなっているのか、また、有事の際におけるその連携体制の整備はどうなっているのか、併せてお聞かせ願いたい。

(二) 防災ボランティアの取り組みについて

今、道東において、特殊技能を有する自衛隊OBによる災害ボランティアの組織化がOB自らによって提唱されています。

(一) 北方領土問題について

「日本人観光客がロシアの査証(ビザ)を取得しての北方領土への入域問題について

平成元年の閣議了解には、法的拘束力がないとは言え、ビザを取得しての入域は、ロシアの領土と認めたもの、ロシア側に主張されることでもあり、日本の立場を著しく害するものである。いかに有効手段ではないとはいえ、放置すべき事柄でないと考えるが、知事の所見と併せて国の調査結果について伺いたい。

(二) 北方四島での経済活動について

択捉島の完成間近のさげ・ます加工場に米国製の魚体処理ライン、ドイツ製の冷蔵庫やそれを圧倒するように立ち並ぶ国籍もメーカー名も表示されていない四基の大型冷蔵庫を得意げに「これは日本製だ」と教えてくれた工場責任者もいた。このような実態を見ると、北方四島での経済活動が実質的に行われていると受け止めざるを得ない。

このことについて、知事は全国の関係企業等に経済活動と思われる行為は慎重べきであると思えることも必要かもしれない。何か手だてがないか所見を伺いたい。

(三) サハリン州知事との共同声明について

九月二日ユジノサハリンスク市において開催されたサハリン州知事との会谈結果に関する共同声明の中で、北方領土四島での「双方の立場を害さない共同経済開発の可能性についての研究に着手する用意があることを

これらを含め、民間の国の内外への人的貢献活動に対する支援、情報の相互提供、ネットワーク化、一元化された窓口の設置、技能を含む要員の登録等、できれば全国、まずは北海道としての取り組みを検討すべきと思うが、知事の考えを伺います。

(一) 環境について

環境に配慮した社会づくり

環境に配慮した社会づくりの主要事業として資源リサイクルシステム・リサイクル社会の構築や公害防止の諸対策等が、挙げられている。この他に、減量化及び特許可能な社会の構築のため、一般廃棄物の中の六割を占める容器包装について、再利用・再資源化・自然回帰不能なもの、またダイオキシシン等、重大な影響を及ぼすもの等については使わない、域外・海外からも持ち込まない、というような道としての取り組みを盛り込むべきであり、「クリーンランド北海道」を高らかにうたい上げるべきだと考えるが、所見を伺います。

2 フロン回収について

フロンガスの回収率は全国に比較し、立ち遅れていると聞くが、現状はどうなっているのか、また地球の視野に立った環境保全の推進を、部門編環境施策の四つの展開方向の一つとして大きく頂立っている以上は、実施

(一) 国際交流について

「ロシア連邦極東地域との経済交流について

平成四年締結された「北海道とロシア連邦極東地域との経済協力プログラム」については、いかなる評価をしているのか、更には、このプログラムでは、どのような成果を上げたかと判断しているのか伺います。

2 経済交流の現状と所見について

現状は、合弁会社を設立しても、経営権をめぐる、トラブルなどが発生しており、貿易においても約東が守られていないなど、絶えずリスクがつきまといているのが実情である。

現地の実情について、商習慣や法体系などの違いなど、基本的な問題に加え、不安定な経済社会情勢等もあいまって、道内

計画の中で、フロンガス回収の行動計画を明確に策定し、早期回収の実現を期すべきと考えるが、所見を伺います。

3 すぐれた自然地域の保全について

自然と人の共生の確保の三つの目標の一つ、すぐれた自然環境の保全の中に、「本道のすぐれた自然地域の保全を図る」という表現に、全体が整理されており、特に、すぐれた自然そのものを「保護」し次代に引き継いでいく観点はどこを探しても無いので、少し気になる点であるので、知事の所見を伺います。

(二) 水産業について

基本計画案部門編「水産業の展開」の五つの目標の中の「水産資源の持続的な利用体制の確立」の中に、魚族生息地の保全及び水産資源の涵養のため、漁場利用の再編という観点を入れていただき、また、主な施策に盛り込んだ上で、実施計画で具体的な方向、取組を示していただきたいと思うが、所見を伺います。

(一) 新規就農者の研修について

新規参入者の担い手として育成するに当たって、現行の道の施策は実習の助成や就農資金の支援であるが、営業技術などを習得するための研修は個人農家や市町村段階の地域担い手センターが行っているものの、地域センターで育てた人材はその地

(二) デ・カップリング政策について

北海道農業は、規模の大きい専門的な経営を展開し、我が国の食料供給基地としての役割を担うとともに、地域経済を支える基幹産業として発展してきまして、その要因としては、技術開発や農業者の経営努力と相まって、国の制度、とりわけ、価格支持制度によるところが大きいものと考えております。

(一) 環境政策推進会議について

去る七月三十日に設置された「環境政策推進会議」について、今回設置したそれぞれの部会においては、今後どのような環境課題について検討し、施策を推進する考えか伺います。

(二) ダイオキシシン対策について

新設焼却炉のコストについて

新設の焼却炉は全連続焼却で、隣接の複数の市町村が連携を図ることであり、建設コスト、ランニングコストが、市町村に恒久的のしかかってくるが、どのように見通されているのか、伺います。

2 ごみの収集量について

十万人以上の市を除く市町村にあって、一日百トン以上のごみが集まるのか懸念されるが、どのように考えておられるのか伺います。

(一) 民間企業や団体は、困惑しているとの声が聞かれる。

少なくとも、行政が政策として推し進めるならば、共通の土台づくり、枠組みづくりの整備等にも焦点を当て、取り組むべきと考えるが、現状と所見を伺います。

3 経済協力プログラムの考え方について

経済協力プログラムでは、概ね五年で実施可能であることと見込まれる具体的な交流内容について、プログラム化しているが、プログラム化するにあたっての基本的考え方について伺います。

4 サハリン大陸棚石油・天然ガス開発プロジェクトについて

サハリン大陸棚石油・天然ガス開発プロジェクトが、プログラムに盛り込まれているが、国と道との関係はどのようになっているのか。サハリン州の権限についても、どの程度国内的に及ぶと判断しているのか。それぞれ伺います。

5 ユジノサハリンスク事務所について

ユジノサハリンスク事務所を設置したことによって、本道にとり、どれだけの成果を上げたかと認識されているのか。また、当初の目的を、充分果たしているのか伺います。

更に、サハリン事務所の人員の拡充を考えているようであるが、その理由、時期と人的拡充の内容について、それぞれ伺う。

三、国際交流について

一、省略

〔質問〕―骨子―

一、道政上の課題について

道の関与団体百九十一団体の中から、見直しを要する関与団体、三十一団体が指定されているわけですが見直しの指定後、どうなっているか。

また、既に作業中の酪農関係団体の組織統合は、効率化により、会員の負担軽減に資することの他、半群検定・血統登録率の向上にもつながり、そのことは日本のホルスタイン改良が既に持っている実力と地位を担保し、米国、EJに次いで、外にうって出ることに資するものであります。

このような観点から、指導機関として大いに検討の幅を広げ、働きかけていただきたいと思いますが、その後の作業の中で、他に見直しを要する団体が生じ

域以外にも就農しています。知事はこの現状をどう認識されているのか。

また、道の担い手対策はソフトばかりでなく、研修施設そのものも担う必要があると考えるが所見を伺います。

(二) 「デ・カップリング」政策について

我が国のデ・カップリングが、中山間型だけの検討方向だとするならば、全くの片手落ちであり、平場の專業農家、大規模農家はどうなっていくのか、そういう国の議論を許してはならない。知事の所見と今後の対応について伺います。

(一) 新規就農者の研修について

一、省略

(二) 「デ・カップリング」政策について

北海道農業は、規模の大きい専門的な経営を展開し、我が国の食料供給基地としての役割を担うとともに、地域経済を支える基幹産業として発展してきまして、その要因としては、技術開発や農業者の経営努力と相まって、国の制度、とりわけ、価格支持制度によるところが大きいものと考えております。

(一) 環境政策推進会議について

去る七月三十日に設置された「環境政策推進会議」について、今回設置したそれぞれの部会においては、今後どのような環境課題について検討し、施策を推進する考えか伺います。

(二) ダイオキシシン対策について

新設の焼却炉は全連続焼却で、隣接の複数の市町村が連携を図ることであり、建設コスト、ランニングコストが、市町村に恒久的のしかかってくるが、どのように見通されているのか、伺います。

2 ごみの収集量について

十万人以上の市を除く市町村にあって、一日百トン以上のごみが集まるのか懸念されるが、どのように考えておられるのか伺います。

(一) 民間企業や団体は、困惑しているとの声が聞かれる。

少なくとも、行政が政策として推し進めるならば、共通の土台づくり、枠組みづくりの整備等にも焦点を当て、取り組むべきと考えるが、現状と所見を伺います。

3 経済協力プログラムの考え方について

経済協力プログラムでは、概ね五年で実施可能であることと見込まれる具体的な交流内容について、プログラム化しているが、プログラム化するにあたっての基本的考え方について伺います。

4 サハリン大陸棚石油・天然ガス開発プロジェクトについて

サハリン大陸棚石油・天然ガス開発プロジェクトが、プログラムに盛り込まれているが、国と道との関係はどのようになっているのか。サハリン州の権限についても、どの程度国内的に及ぶと判断しているのか。それぞれ伺います。

5 ユジノサハリンスク事務所について

ユジノサハリンスク事務所を設置したことによって、本道にとり、どれだけの成果を上げたかと認識されているのか。また、当初の目的を、充分果たしているのか伺います。

更に、サハリン事務所の人員の拡充を考えているようであるが、その理由、時期と人的拡充の内容について、それぞれ伺う。

三、国際交流について

一、省略

〔質問〕

四、環境問題について

〔質問〕

一、道政上の課題について

道の関与団体百九十一団体の中から、見直しを要する関与団体、三十一団体が指定されているわけですが見直しの指定後、どうなっているか。

また、既に作業中の酪農関係団体の組織統合は、効率化により、会員の負担軽減に資することの他、半群検定・血統登録率の向上にもつながり、そのことは日本のホルスタイン改良が既に持っている実力と地位を担保し、米国、EJに次いで、外にうって出ることに資するものであります。

このような観点から、指導機関として大いに検討の幅を広げ、働きかけていただきたいと思いますが、その後の作業の中で、他に見直しを要する団体が生じ

これらを含め、民間の国の内外への人的貢献活動に対する支援、情報の相互提供、ネットワーク化、一元化された窓口の設置、技能を含む要員の登録等、できれば全国、まずは北海道としての取り組みを検討すべきと思うが、知事の考えを伺います。

(一) 環境について

環境に配慮した社会づくり

環境に配慮した社会づくりの主要事業として資源リサイクルシステム・リサイクル社会の構築や公害防止の諸対策等が、挙げられている。この他に、減量化及び特許可能な社会の構築のため、一般廃棄物の中の六割を占める容器包装について、再利用・再資源化・自然回帰不能なもの、またダイオキシシン等、重大な影響を及ぼすもの等については使わない、域外・海外からも持ち込まない、というような道としての取り組みを盛り込むべきであり、「クリーンランド北海道」を高らかにうたい上げるべきだと考えるが、所見を伺います。

2 フロン回収について

フロンガスの回収率は全国に比較し、立ち遅れていると聞くが、現状はどうなっているのか、また地球の視野に立った環境保全の推進を、部門編環境施策の四つの展開方向の一つとして大きく頂立っている以上は、実施

(一) 国際交流について

「ロシア連邦極東地域との経済交流について

平成四年締結された「北海道とロシア連邦極東地域との経済協力プログラム」については、いかなる評価をしているのか、更には、このプログラムでは、どのような成果を上げたかと判断しているのか伺います。

2 経済交流の現状と所見について

現状は、合弁会社を設立しても、経営権をめぐる、トラブルなどが発生しており、貿易においても約東が守られていないなど、絶えずリスクがつきまといているのが実情である。

現地の実情について、商習慣や法体系などの違いなど、基本的な問題に加え、不安定な経済社会情勢等もあいまって、道内

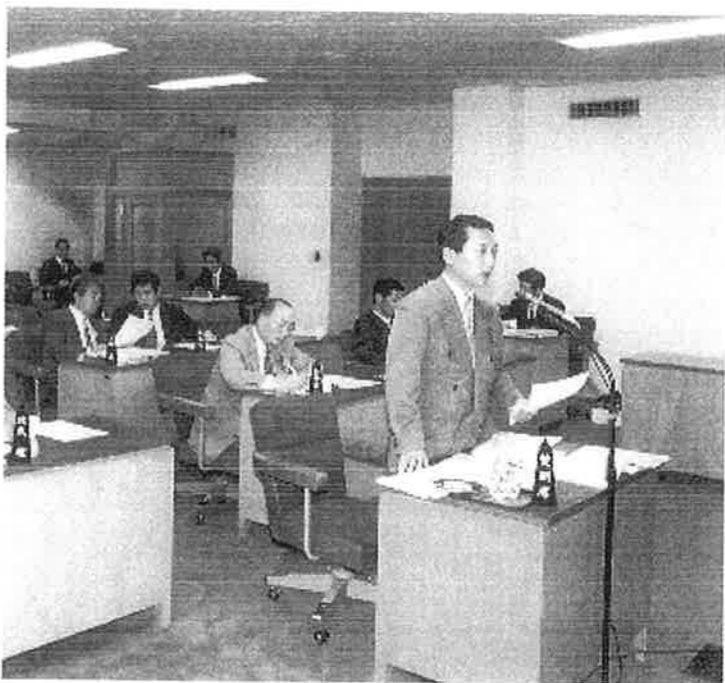
〔答弁〕 四、環境問題について

高齡化・疾病構造の変化など、地域保健を取り巻く環境の変化に対応し、国・道・市町村の役割分担をした地域保健の新たな体系を構築するとして、平成六年、従来の保健所法を改正し、新たに地域保健法が制定され、今年四月から全面施行されたことを受け、道は、このたび、現行四十五保健所・一支所の道立保健所を、二十六保健所プラス支所体制とする再編整備案を提示されました。

そこでまずお尋ねしますが、市町村は、新たに三歳児健診や一般的な栄養指導などの頻度の高い保健サービスを一元的に実施し、保健所は、専門的かつ技術的業務を実施するとともに、専門的な立場から市町村の保健活動に対する支援を行うこととしておりますが、地域住民への保健サービスの低下が懸念される点についてお尋ねします。

また、保健婦などの人件費、薬剤・機器など、それだけ市町村への財政負担がシフトされることになりませんが、どのように対応しようとしているのか、伺います。

第二は、保健所所管区域の見直しについてであります。今回提示された再編整備案は、国の基本方針に沿って、第二次保健医療圏を保健所整備単位の基本とすることのほか、第二次保健医療圏内における地域特性や保健需要などにより、必要な



来、道から市町村へ権限移譲の体制整備をした上で、相互の連携のもと、市町村保健センターに、保健所の窓口業務を委託するなど、地域住民への保健サービスの向上に向けた検討をしていく考えはないか、見解を伺います。

まず、支所は、廃止保健所に対する地域ニーズへの激変緩和ともいえるべき暫定措置なのでしょうか、それとも恒久措置なのでしょうか、伺います。

次に、市町村は、既に実施している老人保健事業などに加え、三歳児健診、一般的な栄養指導などの、住民に身近で頻度の高い保健サービスを一元的に実施するとしておりますが、近い将来

保健所の再編整備にあたりましては、市町村保健センターの一層の整備を促進するとともに、関係職員に対する研修の充実強化を図ることとし、また、主要な保健所への理学療法士・作業療法士の配置による市町村のり

〔答弁〕 五、道立保健所の再編整備について

ハビリ事業などに対する支援の充実や、市町村との共同による施策を展開するなど市町村の保健活動を支援するための施策を充実強化し、保健所と市町村の連携のもとに、地域保険サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

また、地域保健に関する法律が改正され、三歳児健診や一般的な栄養指導などの業務が都道府県から市町村に権限移譲されたことに伴う財源措置につきましては、保健婦一名の増員配置を含め、交付税措置がなされております。

この度の再編整備計画は、北海道地域保健医療計画における第二次保健医療圏を保健所整備単位の基本として、圏域の中心的保健所を二十一ヶ所、さらには、圏域内の所管人口の状況や中心的保健所からの距離などを考慮した場合の地域特性や保健需要を踏まえた保健所五ヶ所、合わせて二十六ヶ所の保健所を設置することとしたものであります。

道といたしましては、地域保健法や国の基本方針、さらには北海道総合医療協議会のご意見を踏まえて、保健所の所管区域を設定したものであります。

また、保健所から市町村への

権限移譲についてであります。許認可事務などにつきましては、統一的・広域的対応や専門的知識が必要であることから、難しい面もあると考えておりますが、窓口業務につきましては、地域住民へのサービスの向上という観点に立つて、今後、市町村や関係団体とも充分相談してまいりたいと考えております。

我が会派の加藤議員による代表質問において、「道の保健所再編整備案における圏域の中心的保健所として二十一ヶ所、さらに、地域特性を踏まえたとする五ヶ所の配置基準の根拠は、他の医療圏を検証しても極めて曖昧である。」と申し上げたのでありますが、果たして私の質問に對しても、「圏域の中心的保健所を二十一ヶ所、さらには、圏域内の所管人口の状況や中心的保健所からの距離などを考慮した場合の地域特性や保健需要を踏まえた保健所五ヶ所、合わせて二十六ヶ所の保健所を設置する。」との答弁でありました。

そこで、具体的にお尋ねしますが、まず、地域特性により追加された五保健所の設置理由並びにそれ以外の圏域との整合性について、伺います。

次に、地域特性の一つとして挙げている第二次保健医療圏内の所管人口で見た場合、全道平均十六万五千人に対し、約二・二倍の三十五万七千人、再編後の道立保健所の平均所管人口十三万三千人に比べると、約二・七倍の人口を有する圏域が二つあります。

また、保健所の所管人口を比べても、近い将来、中核市の指定が予定されている旭川市の人口を除くと、最大十二倍の人口の差が生ずることとなります。

また、圏域面積において、全道平均三千六百五十四平方キロメートルに対し、三倍の一万八千二百七十七平方キロメートル、再編後の道立保健所の平均面積の二千九百五十一平方キロメートルに比べると約三・七倍の面積を有する圏域があります。

また、最大の面積を有する保健所と最小の面積を有する保健所と比べると、最大二十倍の面積の差が生ずることとなるのであります。

また、中心的保健所から、所管する市町村までの距離が、最短四キロメートルから最大百三十九キロメートルと大きな差異が生じますが、このようなことについて、どのように考えているのか、これらのことを検討して案を作ったのか伺います。

また、地域特性のうち、面積・人口によらない要素で追加された箇所もあると考えますが、その選定理由についてお聞かせ下さい。

そもそも、今回の再編整備案策定にあたっては、第二次保健医療圏に基づいておりますが、地域保健法の基本方針では、老人保健福祉圏も参酌要件に盛り込まれております。

将来支庁再編を視野に入れておられるのであります。だとすれば、支庁単位の中で、どう整理できるか、そして、それは、将来の支庁再編にも対応し得る案作りにもなるはずであります。この際、所見を伺っておきます。

また、保健所の所管人口を比べても、近い将来、中核市の指定が予定されている旭川市の人口を除くと、最大十二倍の人口の差が生ずることとなります。

また、圏域面積において、全道平均三千六百五十四平方キロメートルに対し、三倍の一万八千二百七十七平方キロメートル、再編後の道立保健所の平均面積の二千九百五十一平方キロメートルに比べると約三・七倍の面積を有する圏域があります。

また、最大の面積を有する保健所と最小の面積を有する保健所と比べると、最大二十倍の面積の差が生ずることとなるのであります。

また、中心的保健所から、所管する市町村までの距離が、最短四キロメートルから最大百三十九キロメートルと大きな差異が生じますが、このようなことについて、どのように考えているのか、これらのことを検討して案を作ったのか伺います。

また、地域特性のうち、面積・人口によらない要素で追加された箇所もあると考えますが、その選定理由についてお聞かせ下さい。

そもそも、今回の再編整備案策定にあたっては、第二次保健医療圏に基づいておりますが、地域保健法の基本方針では、老人保健福祉圏も参酌要件に盛り込まれております。

べても、近い将来、中核市の指定が予定されている旭川市の人口を除くと、最大十二倍の人口の差が生ずることとなります。

また、圏域面積において、全道平均三千六百五十四平方キロメートルに対し、三倍の一万八千二百七十七平方キロメートル、再編後の道立保健所の平均面積の二千九百五十一平方キロメートルに比べると約三・七倍の面積を有する圏域があります。

また、最大の面積を有する保健所と最小の面積を有する保健所と比べると、最大二十倍の面積の差が生ずることとなるのであります。

また、中心的保健所から、所管する市町村までの距離が、最短四キロメートルから最大百三十九キロメートルと大きな差異が生じますが、このようなことについて、どのように考えているのか、これらのことを検討して案を作ったのか伺います。

また、地域特性のうち、面積・人口によらない要素で追加された箇所もあると考えますが、その選定理由についてお聞かせ下さい。

そもそも、今回の再編整備案策定にあたっては、第二次保健医療圏に基づいておりますが、地域保健法の基本方針では、老人保健福祉圏も参酌要件に盛り込まれております。

将来支庁再編を視野に入れておられるのであります。だとすれば、支庁単位の中で、どう整理できるか、そして、それは、将来の支庁再編にも対応し得る案作りにもなるはずであります。この際、所見を伺っておきます。

また、保健所の所管人口を比べても、近い将来、中核市の指定が予定されている旭川市の人口を除くと、最大十二倍の人口の差が生ずることとなります。

また、圏域面積において、全道平均三千六百五十四平方キロメートルに対し、三倍の一万八千二百七十七平方キロメートル、再編後の道立保健所の平均面積の二千九百五十一平方キロメートルに比べると約三・七倍の面積を有する圏域があります。

また、最大の面積を有する保健所と最小の面積を有する保健所と比べると、最大二十倍の面積の差が生ずることとなるのであります。

また、中心的保健所から、所管する市町村までの距離が、最短四キロメートルから最大百三十九キロメートルと大きな差異が生じますが、このようなことについて、どのように考えているのか、これらのことを検討して案を作ったのか伺います。

また、地域特性のうち、面積・人口によらない要素で追加された箇所もあると考えますが、その選定理由についてお聞かせ下さい。

そもそも、今回の再編整備案策定にあたっては、第二次保健医療圏に基づいておりますが、地域保健法の基本方針では、老人保健福祉圏も参酌要件に盛り込まれております。

将来支庁再編を視野に入れておられるのであります。だとすれば、支庁単位の中で、どう整理できるか、そして、それは、将来の支庁再編にも対応し得る案作りにもなるはずであります。この際、所見を伺っておきます。

また、保健所の所管人口を比べても、近い将来、中核市の指定が予定されている旭川市の人口を除くと、最大十二倍の人口の差が生ずることとなります。

また、圏域面積において、全道平均三千六百五十四平方キロメートルに対し、三倍の一万八千二百七十七平方キロメートル、再編後の道立保健所の平均面積の二千九百五十一平方キロメートルに比べると約三・七倍の面積を有する圏域があります。

また、最大の面積を有する保健所と最小の面積を有する保健所と比べると、最大二十倍の面積の差が生ずることとなるのであります。

また、中心的保健所から、所管する市町村までの距離が、最短四キロメートルから最大百三十九キロメートルと大きな差異が生じますが、このようなことについて、どのように考えているのか、これらのことを検討して案を作ったのか伺います。

また、地域特性のうち、面積・人口によらない要素で追加された箇所もあると考えますが、その選定理由についてお聞かせ下さい。



圏域には、複数の保健所を配置するとされております。

このことに照らして、このたびの二十六保健所体制が、はたして適正なものか、伺います。

第三は、保健所・支所と、市町村に設置され市町村の保健活動の拠点としての役割を担う市町村保健センターとの関係・連携についてであります。

まず、支所は、廃止保健所に対する地域ニーズへの激変緩和ともいえるべき暫定措置なのでしょうか、それとも恒久措置なのでしょうか、伺います。

次に、市町村は、既に実施している老人保健事業などに加え、三歳児健診、一般的な栄養指導などの、住民に身近で頻度の高い保健サービスを一元的に実施するとしておりますが、近い将来

均人口以上を有する人口急増地域を基準としております。

具体的には、はじめに申し上げた中心的保健所からの距離や所管人口などの基準により、静内及び中標津保健所を設置し、また、特殊事情を抱えるものとして、

緊急時の原子力災害医療活動が必要な地域の岩内保健所、

・本道の第二次保健医療圏の平均人口以上を有する人口急増地域の千歳保健所、

・中心的保健所からみて遠隔な地域であり、かつ支庁が所在する地域の網走保健所を設置することとしたものであります。

道といたしましては、以上、それぞれ圏域内における地域特性や保健需要を考慮した保健

センターとの関係等について

まず、支所につきましては、第二次保健医療圏内における地理的状況などにより、地域住民への保健サービスに支障を及ぼすことがないよう、必要な圏域には恒久的なものとして設置したいと考えております。

また、保健所から市町村への

均人口以上を有する人口急増地域に設置する千歳保健所、

・中心的保健所からみて遠隔な地域であり、かつ支庁が所在する地域に設置する網走保健所の三保健所を設置するものであります。

(四) 支庁再編との関連について

本年四月に全面施行された地域保健法に基づき、道と市町村の新たな役割分担のもとに、地域における保健・医療・福祉に関するサービスを総合的に提供する体制の整備にむけて実施するものであります。

道の組織機構については、今後とも、不断の見直しを行い、時代の変化や新たな行政需要に、的確に対応できるものにしたいたいと考えております。

(五) 保健所の窓口業務について

地域住民のサービスの向上という観点に立つて、今後、市町村や関係団体と相談することとしておりますが、住民の方々が市町村保健センターにおいて申請書を容易に得られるなどの軽易な業務について対応できるかどうか、充分協議してまいりたいと考えております。

(二) 面積・人口など圏域間の格差について

この度の再編整備にあたりましては、第二次保健医療圏ごとの中心的保健所に五ヶ所の保健所を加え、設置することにしたものであります。

(三) 特殊事情により設置する保健所について

先程もお答えいたしましたように、緊急時の原子力災害医療活動が必要な地域に設置する岩内保健所、

・中心的保健所からみて遠隔な地域であり、かつ支庁が所在する地域の網走保健所を設置することとしたものであります。

道といたしましては、以上、それぞれ圏域内における地域特性や保健需要を考慮した保健

センターとの関係等について

まず、支所につきましては、第二次保健医療圏内における地理的状況などにより、地域住民への保健サービスに支障を及ぼすことがないよう、必要な圏域には恒久的なものとして設置したいと考えております。

また、保健所から市町村への



平成九年 第三回定例道議会 予算特別委員会

平成九年十月十四日



喜多委員 通告に従いまして、水産問題についてお尋ねをしましてまいりたいと思います。

本道の漁業は、昭和五十一年以降の国際規制の強化によりまして大きな転換を余儀なくされ、その結果、沖合、沿岸などに狭められた周辺海域における資源水準の低下など、厳しい環境下に置かれておりまして、特に、ここ数年の阿克苏を初めとする魚価の低迷など、漁業経営は総じて苦しい状況に置かれていたものであります。

また、漁村地域においては、就業者の減少や高齢化など、浜の活力の低下が懸念され、本道漁業はいわば出口なき構造的な苦境に追い込まれているのであります。

これらを根本的に解決するために、漁業団体などでは漁業基本法の制定を求める動きなどもあり、今後の国、道の取り組みに期待を寄せているところではありますが、さよとはこれらの基本的な問題はさておき、豊かな漁村社会と漁業経営を守るために重要な役割を果たす漁業協同組合の再編などの問題について幾つか伺ってまいりたいと思

います。

言うまでもなく、漁業協同組合は、その事業を通じて組合員の漁業経営の向上を図ることなどはもとよりであります。地域の経済事業体としても重要な課題であります。

そこで、本道の漁業協同組合は、資源の減少や魚価の低迷など、厳しい漁業経営の影響を受け、組合自体の経営も悪化していると言われておりますが、全道の漁協の状況はどのようなものか、お伺いいたします。

大畑水産局長
――省略――
喜多委員 ただいまお答えがあったように、漁協の経営は厳しく、約三割の漁協が赤字決算を余儀なくされているということでありまして、去る十月二日の新聞に、道指導漁連が再編計画をまとめたとの報道がありました。その内容はどのようなものであったのか伺います。

岡田委員長 水産経営課長田中毅君。
――要旨――
再編計画の内容についてでございますが、今後の漁協が、一つ、総合的な事業機能を發揮す

ること、二つ、経済事業体としての経営体制を確立すること、三つ、事業利益と健全な財務内容を確保すること、四つ、協同組織としての組合員ニーズを踏まえた運営方法を確立すること、五つ、資源管理への積極的な取り組みを行うこと、これらの五つの要件を備えた自立漁協を目指すものでございます。

具体的には、十カ年構想では、全道を二十四ブロックの経済圏に分け、一つの経済圏を単位として事業の統合や共同化などの効率的な事業展開あるいは広域合併を目指そうとするものであり、また、平成十年からの前半は実践五カ年計画として、二十三地区七十四漁協を対象に合併の指導を進め、特に、経営規模が零細で早急に経営の安定を図る必要のある十四地区四十九漁協については重点的な指導を行うっていくという内容のものでございます。

喜多委員 今御説明をいただいたわけでありまして、今回の計画は、言ってみれば、北海道指導漁連がこれまでの漁協合併方針を見直して、系統独自の再編計画をまとめたということでありまして、その背景には、従来の合併構想が進まない中、全道の漁協全体で収支構造の悪化がさらに進んでいるという状況、こういうものがあるのだからと受けとめておられるところでありまして、今御示された再編計画について部としてどのように受けとめておられるのか伺います。

中津水産林務部長
――要旨――
中津水産林務部長 これまで道としても漁協合併を推進してまいりましたが、こ

えませんが、今後どのように取り組もうとするのか、部長の考えを伺います。

中津水産林務部長 支援策の充実についてでございますが、国におきましては、本年度から漁協経営強化総合対策事業を新設しております。

道といたしましては、この事業に基づき、従来の財務改善等に対する支援に加えまして、新たに、漁協系統が実施する合併後の財務改善指導や組合員の営漁指導を行うための巡回や駐在指導員の派遣、さらに、漁協役員員の研修会の開催などの支援に努めてまいりたいと考えております。

また、合併後の漁業振興策を積極的に支援するためのマスタープランを作成させまして、これに基づいて沿岸漁業活性化構造改善事業や新日本海漁業特別対策事業などの補助制度を優先的に採択するとともに、漁協経営をめぐる環境が一層厳しさを増すことが予想されておりますことから、系統などの意向を酌みながら、再編計画が円滑に推進されますよう、今後の支援策について検討してまいりたいと考えております。

喜多委員 部長から今お答えがありました。合併に向けてのコンセンサスづくりなど、これらに対しても道として真剣に取り組むとともに、今後の個々のケースごとの問題点をきちんと受けとめ、必要な支援策について適切に対処いたされたいと指摘させていただきます。最後にありますけれども、今回、漁協の経営指導の役割の一翼を担う指導漁連が打ち出した

こと、二つ、経済事業体としての経営体制を確立すること、三つ、事業利益と健全な財務内容を確保すること、四つ、協同組織としての組合員ニーズを踏まえた運営方法を確立すること、五つ、資源管理への積極的な取り組みを行うこと、これらの五つの要件を備えた自立漁協を目指すものでございます。

具体的には、十カ年構想では、全道を二十四ブロックの経済圏に分け、一つの経済圏を単位として事業の統合や共同化などの効率的な事業展開あるいは広域合併を目指そうとするものであり、また、平成十年からの前半は実践五カ年計画として、二十三地区七十四漁協を対象に合併の指導を進め、特に、経営規模が零細で早急に経営の安定を図る必要のある十四地区四十九漁協については重点的な指導を行うっていくという内容のものでございます。

喜多委員 今御説明をいただいたわけでありまして、今回の計画は、言ってみれば、北海道指導漁連がこれまでの漁協合併方針を見直して、系統独自の再編計画をまとめたということでありまして、その背景には、従来の合併構想が進まない中、全道の漁協全体で収支構造の悪化がさらに進んでいるという状況、こういうものがあるのだからと受けとめておられるところでありまして、今御示された再編計画について部としてどのように受けとめておられるのか伺います。

再編計画を実効あるものとして推し進めていくに当たりましては、現下の漁協を取り巻く環境から見ますと、現行の道の合併構想そのものが今のままでいいのかどうか、点検を要すると私は思うのであります。

こうした背景の中で、今の構想を見直して、将来の漁協組織のあり方について浜に對ししっかりとしたビジョンを示すべきと考えますが、道としてどのように取り組むお考えなのか伺います。

中津水産林務部長 合併構想の見直しについてでございますが、道といたしましては、最近の社会経済情勢が急速に変化している状況から、漁協の規模拡大による経営基盤の確立や販売事業など組合事業の質的な転換が必要であるというように考えております。

したがって、現在の道の合併基本構想の第一段階が平成九年度で終了することもあり、このたび漁協系統が策定した再編計画と整合性を図りながら、基本構想の見直しを行うこととしております。

のたび漁協系統が漁協経営基盤の強化をめざし再編計画をみずから作成したことは、金融三法に基づく漁協信用事業の健全化や海洋法批准に伴うTAC制度の導入など、新たな対応が求められている今日の状況下におきまして意義あるものというふうと考えております。

喜多委員 ここでちょっとお聞きしておきたいのですが、ただいまの答弁の中で、金融三法に基づく漁協信用事業の健全化ということに触れられたわけでありまして、具体的にどのような内容なのか、これは担当課長で結構ですけれども、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

田中水産経営課長
――要旨――
昨年六月に公布されました金融三法のうち、特に漁業協同組合の信用事業の健全化に係るいたします。金融機関等の経営の健全性確保のため信用事業の健全化を図っていくこととするものでございます。

喜多委員 わかりました。信用事業の健全化ということですが、早期是正措置ということが求められるという話でありますけれども、それでは、財務基盤の拡大などが必要な漁協が道内にとどの程度あるのか、ちょっとお聞きしておきたいと思うのであります。

田中水産経営課長
――要旨――
水産庁では、早期是正措置の導入に先立ちまして、昨年十二月に経営の改善を要する漁協を選定し、改善計画書の提出を求める通達を出しております。道としては、これを受け、財務

沿って、道は漁協系統と一体となつて、対象となつた十五地区五十四漁協について合併などを目指すと申され、これが実現に向け努力してきたと思ひますが、この構想に基づき合併などはどのように実現したのか、また、計画に対する達成状況はどのようなものか伺います。

田中水産経営課長
――省略――
喜多委員 ただいまのお答えによりまして、これまで五地区十七漁協の合併が実現、第一段階の目標に達して、実現は三三％のことでありまして、構想の第一段階は五年から九年までであり、現在、合併が計画通り進んでいないと思はれるのであります。また、昨年の秋には、直前で挫折した南茅部町のケースなども聞いております。

このように合併が進まない背景には漁業権の扱いや漁民感情などの問題があると思ひますが、これらを承知した上で、構想であり、道としての指導が充分でなかつたことに原因の一端もあるのではないかと思ひます。

そこで、道としてはこれまで合併指導にどのように取り組んできたのか伺います。

大畑水産局長
――要旨――
合併を進める上で、欠損金や不良債権の有無などの漁協間における財務格差の問題、共同漁業権の行使方法の違いなど漁業権の問題、あるいは組合員や漁協役員員の地域意識による合併への消極性、さらには、組合員に合併の効果が十分に認識されていないことなどから、計画どおり進んでいない現状にござ

います。

平成九年 第四回定例道議会 予算特別委員会 平成九年十二月十日



「質問」――要旨――
広域勤労者共済会の設立について市町村が主体となつて設立された全道の市町村勤労者共済会の現場は、全道二百二十二市町村のうち二十七団体の設立、加入事業率は六・二％、加入勤労者は七・六％と、加入率も極めて低いものである。

そこで道は、市町村勤労者共済会の設立については、市町村単位では事業所数が少ない事などから、広域共済会の設立を促進するということであります。

「とちか勤労者共済センター設立準備会」は、「窓口は商工会に」とのことだが、勤労者共済会の窓口業務を各町村の商工会が担うとなれば、大量の業務や事務の発生が予測され、現職員数では、本業に支障をきたすこととなる。

十勝管内では、全市町村の参加による全道初の広域共済会に取り組んでいる。共済会に対する道の補助要綱では、国の補助指定を受けていないことが前提となつてい。広域化すると、国の補助対象要件を満たすことから、国の補助を受けられれば市町村は道の助成を受けられないこととなるが、広域共済会設立を

促進しようとする道は、この点、今後、どのようにしようと考えているのか伺う。

また、「とちか勤労者共済センター設立準備会」が広域設立に当たり、道に對して財政支援要請を行っているが、どのように対応しようとしているのか伺う。

「答弁」――要旨――
（山口）経済部長 齋藤労働福祉課長
今後、現行の制度との関連において、どのような支援が可能であるのか検討してまいりたい。

「指摘」
今、どのような支援が可能であるのか検討してまいりたい、との答弁がありました。よろしくお願ひします。

そこで最後に、どのような支援案になるか、気になる所でありまして。財政当局への予算要求を前にして、時間もあまりない中とはいへ、十勝の広域共済の立ち上げは、全道の立ち上げにとつて導入口となるわけでありまして、地元商工会等とも充分意見調整をしてほしい。

視 察

道内外、多数視察に行きました。
今年も皆様のご指導よろしくお願いします。



●視察視察



●視察視察

●視察視察



●ウタリ地区農林漁業対策事業施設視察



●漁港視察



●道職員と協議



●択捉島視察



●択捉島視察



●択捉島視察



●道議会議長と北方領土問題で協議

昨年、後援会が
新たに出来ました。



●厚内・多岐一と語る会



●75年後援会発会式



●十勝大・多岐一君を助ます会



●西中島更生協会の発会式

後援会との一年間

1997年、後援会の皆さま方と一緒に、
さまざまな活動に取り組んできました。
1998年も、よろしくお願ひ致します。
全部載せられなくてゴメンナサイ。



●陸別町しほりフェスティバル



●第1回全道アイス・ストックカーひろお大会



●十勝楽友会 畑作部会パークゴルフ大会



●6月4日幕別神社まつり



●まくべつカラオケの夕べ



●清水・浦幌女性部交流会



●JA青年部と農政懇談会



●JA青年部と議長室で



●十勝連合会長会議 (自宅)



●十勝共進会にて



●陸別船橋商會と農政懇談会



●多岐一十勝連合後援会総会



●がぼちやらんど97in 釧路



●陸別テニス協会